会　則

一般社団法人洛陽キャリア法務支援機構

平成２５年１月２２日作成
平成２７年９月１０日改正
平成２９年２月１３日改正
平成３１年３月３１日改正
令和　３年１月２９日改正
令和　３年３月　１日改正

第一章　総則

第１条　（総則）

本会則は、一般社団法人洛陽キャリア法務支援機構（以下「法人」という。）の定款第７条（会則の制定）に基づき、法人の運営に関する必要な事項を定める。

第２条　（活動原則）

法人の活動原則は、定款第３条（理念）に定めるところの理念に基づき、学術研究、社会貢献などの非営利事業を中心とし、営利事業も可能とする展開を図りつつ、定款第４条（目的）に定める目的達成に向けた活動を行うものとする。

２．法人の活動は、社会科学系学識者及び法律・経営系国家資格者による専門家集団が、連帯してこの主体となる。

第３条　（活動拠点）

法人の活動拠点は、当面は、次の本部事務所及び連絡事務所とする。

（１） 本部事務所

紳法律事務所（京都市中京区）の内に置く。（京都市中京区）

（２）連絡事務所

法人が業務提携を行う組織体に置く。

第４条　（公告）

法人の公告は、定款第６条の定めに基づき、本部事務所（以下「事務所」という）において、公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第５条　（正会員たるコンサルタント正会員）

定款第８条第３項に規定する、正会員たるコンサルタント正会員（以下「コンサル会員」という。）に就ける者は、次の各号の資格要件の一に該当する者の申請に基づき、理事長及び学術委員長の許可を受け、理事会の承認を得た者とする。

（１）弁護士

（２）公認会計士又は司法書士の資格を現に有しており、当該資格に係る実務経験を３年以上有する者

（３）社会保険労務士、税理士又は中小企業診断士の何れかの資格を現に有しており、当該資格に係る実務経験を５年以上有する者

（４）大学又は短期大学の専任教員で在る者又はこれらの職務経験を２年以上有する者

（５）上場企業又は商工会議所若しくは大学において、部長以上の職に在る者又は当該職務の経験を２年以上有する者

（６）現に大学の非常勤講師の職務に就いている者

（７）博士又は修士の学位を有しており、ビジネス経験を１０年程度有する者

第６条　（入会見学）

法人にコンサル会員として入会を希望する者は、理事長の許可を得て、法人の活動を見学することができる。

第７条　（会員の定員）

定款第８条第５項に規定する、正会員の定員は、当分の間、これを定めない。但し、コンサル会員の定員は１４名以内とする。

第８条（正会員に係る入会手続）

第５条に定めるコンサル会員資格の要件を充たす者及び賛助会員として法人に１年以上所属している者は、正会員となり得る資格を有する。

２．正会員として入会を希望する者は、「入会申請書」に、次に掲げる記載事項を記入の上、企画局長に提出し、その審査を受け、企画局長の上申に基づき、理事長が入会の諾否を２週間以内に行う。この結果は、企画局長から電子メール又は書面により申請人に通知する。

（１）氏名、生年月日、出身都道府県

（２）住所、連絡電子メールアドレス、連絡携帯電話番号

（３）勤務企業名または開業事務所名（但し、勤務等していない場合は不要）

（４）最終学歴（但し、大学の場合は学部・学科、大学院の場合は専攻研究科と授与学位）

（５）第６３条第１項に規定する国家資格を保有する場合は、その資格名称

第９条（特別会員及び奉公会員に係る入会手続）

定款第１０条（特別正会員、特別会員）の定めに基づき、理事長から特別会員の指名を受けた者は、次に掲げる記載事項を所定の書面に記入し企画局長に提出するものとする。

（１）氏名、生年月日、出身都道府県

（２）住所、連絡電子メールアドレス、連絡携帯電話番号

（３）勤務企業名または開業事務所名（但し、勤務等していない場合は不要）

（４）最終学歴（但し、大学の場合は学部・学科、大学院の場合は専攻研究科と授与学位）

（５）第６３条第１項に規定する国家資格を保有する場合は、その資格名称

２．定款第１０条の２（奉公正会員、奉公会員）の定めに基づき、理事長から奉公会員の指名を受けた者は、前項に準じて取り扱うものとする。

第１０条（特別会員の特別会費）

定款第１２条第１項尚書に規定する特別会員の特別会費は、当面は年間４万円又は２万円の何れかで、該当者の経歴・業績・社会的信用度を総合勘案して、理事長がこれを決定する。

第１１条（賛助会員）

定款第１０条の３（賛助会員）に定めるところの賛助会員は、法人の理念と目的に賛同する者であって、正会員に付与される研修特典、学術特典及び福利厚生の全部又は一部の供与を受けることができる者とする。但し、正会員の法人の運営に係るコーポレートガバナンス関連の権利はその一切を有しない。

２．株式会社及び社団法人・財団法人・ＮＰＯ法人並びに士業法人を対象とする法人賛助会員を設けることができ、その権利・義務は、賛助会員と同様とする。

３．正会員の配偶者は、正会員が企画局長に届け出ることにより賛助会員と看做すものとする。なお、その権利・義務は、賛助会員と同様とする。

第１２条（法人賛助会員の入会金及び会費）

法人賛助会員の入会金は、１５，０００円とする。

２．法人賛助会員の会費は、年間２０，０００円とする。

第１３条（賛助会員に係る入会手続）

賛助会員で入会を希望する者は、「入会申請書」に、次に掲げる記載事項を記入し、入会金及び初年度の年会費を添えて、企画局長に提出することで、認められる。

（１）氏名、生年月日、出身都道府県

（２）住所、連絡電子メールアドレス、連絡携帯電話番号

（３）勤務企業名または開業事務所名（但し、勤務等していない場合は不要）

（４）最終学歴（但し、大学の場合は学部・学科、大学院の場合は専攻研究科と授与学位）

（５）第６３条第１項に規定する国家資格を保有する場合は、その資格名称

第１４条（入会金、会費等の納付手続）

入会金及び会費・特別会費・奉公会費並びに賛助会費は、下記口座の所定の口座番号に振込みにて納めるものとする。なお、この場合の振込手数料は振込人の負担とする。

ゆうちょ銀行　通常貯金「一般社団法人洛陽キャリア法務支援機構」

２．入会金は、入会許可の日から２週間以内に納めるものとする。

３．正会員、特別会員、奉公会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）は、当該年度分の正会費、特別会費、奉公会費及び賛助会費（以下「会費等」という。）を、前年の１１月２５日から当年１月末日までの間に、法人からの請求に基づいて、原則として一括して納めるものとする。

４．会費等は、毎年１月末日までに一括納入とする。

５．前項にかかわらず、正会費については、分割して納めることができる。分割納入の希望者は、その旨を企画局長に申し出た上で、年会費１２万円は３回以内の均等分割、年会費２４万円は４回以内の均等分割にて納めることができる。

第１５条（会費の減免措置）

定款第１３条第２項及び第４項前段に規定する会費等の減額は、次表の通りとする。

適用	減免後の会費
６５歳以上で生活の主体が現に年金を以て行っている正会員	正会員一律４０，０００円
７０歳以上で生活の主体が現に年金を以て行っている賛助員	賛助会員一律１０，０００円
非課税世帯の母子家庭又は父子家庭の賛助会員	都度に企画局長がその額を決定する
海外に住居を移した賛助会員	賛助会員一律２，０００円

第１６条（会員名簿）

定款第１４条第２項（会員名簿）に定める会員名簿の記載事項は、第８条第２項に規定する入会申請書の記載事項を準用する。

２．会員名簿は、理事長が、事務局長を個人情報管理者に任命し、厳重に保管させるものとする。また、これを閲覧することができるのは、法令及び定款に定める者のほか、理事長、専務理事、常務理事、企画局長、事務局長及びその他理事会が許可した者に限る。

３．前項にかかわらず、次に掲げる正会員および賛助会員を対象とした事項は、会員等相互間の交流を図ることを目的に、会員等に限定して公表できる。会員等は、これ等につき入会時に承諾するものとする。

（１）氏名

（２）住所のうち最小行政区のみ（例えば、東京都足立区）

（３）勤務企業名、開業事務所名（但し、勤務等していない場合は不記載）または法人の役職

（４）最終学歴（但し、大学院修了の場合は授与学位）

（５）第６３条第１項に規定する国家資格を保有する場合は、その資格名称

４．会員等は、会員名簿を、前項に定める目的以外や、自己の利益となるようなことには、絶対使用してはならない。

第二章　総会

第１７条（総会）

総会の構成員は、定款第１８条（総会の構成）の定めにより正会員とする。但し、賛助会員は理事長の許可を得て、オブザーバーとして参加することができる。

第１８条（総会の開催）

通常総会は、定款第１７条第２項の規定により、毎年３月末日迄に実施するものとする。

２．通常総会の場所は、東京都２３区内又は愛知県内若しくは京都市内で行う。この場合においても、特別な事情がある場合は、予め告知して他の場所においての開催

を妨げるものではない。

３．臨時総会は、必要に応じて適切な場所で開催する。

第１９条（総会の議長、書記）

総会の議長は、総会において選任するが、特段の理由のない限り理事長が選任され、この職務を遂行するものとする。

２．書記は、事務局が行う。

第２０条（総会議決および承認事項、報告事項）

総会は、次の各号に定めることを審議し、決定する。

（１）定款において、総会の承認を必要とする事項

（２）法人の決算（貸借対照表、損益計算書、及びこれらの附属明細書）の承認に関する事項

（３）法人の事業計画、収支予算書、監査報告書の報告に関する事項

（４）理事及び監事の選任に関する事項

（５）会長の選任に関する事項

（６）重要な財産の取得および処分に関する事項

（７）定款変更に関する事項

（８）その他法令の定める事項

（９）前各号に定めるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認める事項

第２１条（議事録）

定款第２５条（総会議事録）に定める議事録には、次に掲げる事項を記載し、事務局長が原案を作成して、総会終了後に加筆訂正を加えた上で、議長及び総会において選任された議事録署名人が、記名押印又は署名する。なお、議事録の作成に当たっては、可能な限り簡略にて要点を捉えた記載とするよう配慮するものとする。

（１）会議の日時および場所

（２）会議の構成員氏名とその議決権数および出席者氏名とその議決権数

（３）会議に付された審議議案と報告議案

（４）議事の要旨

（５）議決の結果

（６）その他法令で定める事項

２．総会議事録は、法令の定めるところにより、主たる事務所にその完結した日から１０年間備え置かなければならない。

第三章　理事会、監事

第２２条（理事会）

理事会は、定款第４３条（理事会の構成）に基づき、理事により構成され、理事

長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事が出席する。また、常勤監事及び監事も参加しなければならないが、議決権は有していない。また、会長を置いている場合は、会長も出席するものとする。

第２３条（理事会の開催）

理事会は、定時理事会として少なくとも年４回開催する。また、その実施は、１月、５月、８月及び１１月頃を目安として実施月とする。

２．前項にかかわらず、臨時に開催する必要がある場合は、臨時理事会を開催する。

３．常任理事会の開催は、その都度、理事長がこれを決定する。

第２４条（理事会の議長）

理事会の議長は、定款第４４条第５項に規定に基づき理事長がその任に就く。また、書記は、事務局長又は秘書長が任命されている場合はその者の何れかがその任に就く。

第２５条（理事会の議決事項）

理事会は、会則に別段の定めがあるほか、次の各号に定めることを審議し、決定する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決した事項の執行に関する事項

（３）理事長、会長、副理事長の選定、及び所掌に関する事項

（４）理事、監事及び会長の報酬額に関する事項

（５）法人の事業計画、収支予算書、監査報告書に関する事項

（６）支部の予算、決算の承認に関する事項

（７）正会員の入会に係る承認に関する事項

（８）法人への寄付行為に係る承認に関する事項

（９）義捐金等の寄付金の支出に関する事項

(10) 法人事務所の運営と協働する経営体の承認に関する事項

(11) 法人の運営において功労ある者に対する顕彰に関する事項

(12) 本会則の変更、廃止に関する事項

(13) その他総会の議決を要しないもののうち、理事長が法人の運営上重要であると判断した執行に関する事項

２．理事会は、会則に別段の定めがあるほか、次の各号に定めることの報告を受ける。

（１）理事長が任命する、専務理事、常務理事についての報告に関する事項

（２）理事長が任命した、執行機関の長、研修委員長、および執行委員会の委員の任命、解任の報告に関する事項

第２６条（監事）

監事は、定款第２６条第２項（監事）及び定款第３４条（常勤監事）の定めによ

り、常勤監事及び監事とで構成する。

第２７条（監事の職務）

監事は、次の各号に定めることを職務として遂行する。

（１）理事の職務の執行を監査し、その報告に関する事項

（２）法人の業務および財産の状況の調査に関する事項

（３）法人の貸借対照表、損益計算書および附属明細書を監査し、それを総会において会計監査報告することに関する事項

（４）企画局長から会計に関する報告を受けることに関する事項

（５）その他法令及び定款並びに本会則で定める事項

第２８条（法人の印章）

法人の印章は、事務局管掌の副理事長又は企画局長が保管する。

２．法人の印章は、法務局に届出て、法人の印鑑とする。

３．法人の印鑑押印を希望する者は、その理由を添えて「印鑑押印届」を企画局長に提出する。企画局長は、印鑑押印の旨を、理事長に申し出て、その了解を得た上で、原則として、理事長及び理事２名以上の立会い（テレビ会議・電話会議システムでも可）の下で、理事長が印章を使って印鑑押印する。

４．前項の規程にかかわらず、登記事務については、代表理事又は事務局長が印鑑押印し届出等を行うことができるものとする。

５．印鑑押印には慎重且つ細心の注意を注ぎ行うものとする。

第２９条（社会貢献事業の謝礼金）

法人は、ボランティア活動に対して、感謝の意を込めて若干の額の謝礼金を支払うことができる。

第３０条（理事及び監事の報酬並びに会長謝礼金）

定款第３８条（理事、監事の報酬）に定める理事及び監事の報酬は、理事会において定める理事及び監事報酬規程に基づき理事会において決定する。但し、その総額は、事業年度の収支残高から理事及び監事報酬規程において定める積立金を控除した金額を限度とする。

２．理事長は、前項に基づき定められた理事及び監事の報酬について、通常総会において報告しなければならない。

３．定款第４０条の２第３項に規定する会長謝礼金は、総会において決議した額とする。

第３１条（営利事業に対する報酬）

定款第５条（事業）に定める営利事業により生じた収入に対するコンサル会員への報酬は、理事会において定める理事及び監事報酬規程に基づき理事会において決定する。

第四章　執行機関

第３２条（執行機関）

定款第４９条（執行機関）に定める執行機関として、企画局、事務局、出版局、及び社会事業局を常設し、また、執行委員会として、学術委員会及び研修委員会を常に設け、それぞれの業務を円滑に執行するものとする。

２．理事長の判断により、都度の業務課題に対応する為、臨時に執行機関を設けることができる。

３．理事長は、必要に応じて、執行役員を任命し、執行機関の補助業務を行わせることができる。

第３３条（役員）

定款第２６条第１項（理事）に定める理事、定款第４９条（執行機関）に定める執行役員及び前条に定める執行機関の長、執行委員会の委員長を合わせて「役員」という。

第３４条（理事長）

理事長は、定款第２８条第２項の規定により、専務理事及び常務理事を任命することができる。また、その者の解任を理事会の同意を得て行うことができる。

２．理事長は、第３２条に定めるすべての執行機関及び執行委員会の職務執行を総理し、専務理事又は常務理事若しくは、執行機関の長、研修委員長及び執行委員会の委員を任命または解任することができる。

３．理事長は、役員の職務監督を行う。

第３５条（会長）

理事長は、定款第２６条第４項に規定する、法人が運営上の重要な局面に在る場合、及び定款第２９条（会長）の定めにより、会長を置く場合においては、理事長は、会長が発する意見を尊重し、その意見の具現化に努めるものとする。

第３６条（副理事長及び理事の管掌）

理事長は、副理事長及び理事の職務管掌を決定することができる。

第３７条（役員の職務遂行序列）

法人の役員序列は、次の各号に掲げる順位とする。また、理事会の議長の職務を除く、理事長の職務代行者も、第２号から第５号に掲げる者を以て、この例に倣う。

（１）理事長

（２）代表権を有する副理事長

（３）専務理事、常務理事

（４）副理事長

（５）会長

（６）企画局長

（７）事務局長

第３８条（企画局）

企画局は、企画局長を責任者とし、企画局次長が補佐する。

２．企画局の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。

（１）経営企画に関する事項

（２）業務委託契約の事前審査、更新審査及び契約管理に関する事項

（３）業務委託事業者の執行監督に関する事項

（４）会計、出納、税務に関する事項

（５）事業報告案、予算案、及び決算案の作成に関する事項

（６）会員等の入会審査及び入会手続並びに会費徴収に関する事項

（７）会員等の退会に関する事項

（８）会員等の懲罰に関する事項

（９）印章管理に関する事項

(10) 事務所の運営監督及び管理費額決定に関する事項

(11) 東京地区を除く、会議、定例会、講習会その他で使用する貸会議室の予約、精算その他小口現金の出納および実施当日の支援に関する事項

(12) 企画局長による事務局長と連携した各部署との調整機能を担うこと及び会員等への連絡、周知に関する事項

(13) その他前各号に関わる事項

３．　企画局長には、定款第４９条第４項但書により、執行謝礼金を毎月５０００円支払うものとする。但し、理事の職に就いている者はこの限りではない。

第３９条（事務局）

事務局は、事務局長を責任者とし、事務局次長が補佐する。

２．事務局の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。

（１）定款第１７条（総会）に定める総会の準備、実施および運営ならびに議案作成に関する事項

（２）定款第４２条（理事会）に定める理事会の準備、実施および運営ならびに議案作成に関する事項

（３）常任役員会の運営および議案作成に関する事項

（４）議事録の作成および文書の管理に関する事項

（５）公告、法定書類の作成に関する事項

（６）定款、会則その他規程の制定、改訂の作業および運用解釈の見立て並びに登記に関する事項

（７）定款第１４条（社員原簿・会員名簿）に定める社員原簿及び会員名簿の管理、周知、ならびに個人情報保護に関する事項

（８）事務局長が執行する理事長職務の機密事項の取り扱い及び秘書業務に関する事項

（９）事務局長による企画局長と連携した各部署との調整機能を担うこと及び会員等への連絡、周知に関する事項

（10）その他前各号に関わる事項

３．事務局長は、自らが個人情報管理者としての職務を行い、社員原簿および会員名簿の調整、保管を行う。

４．事務局長には、定款第４９条第４項但書により、執行謝礼金を毎月５０００円支払うものとする。但し、理事の職に就いている者はこの限りではない。

第４０条（出版局）

出版局は、出版局長を責任者とし、出版局次長が補佐する。

２．出版局の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。

（１）RLC 出版局ブランドの出版物の発刊に関する事項

（２）大学教員による専門書籍等に係る会員等への無償配布の選定に関する事項

（３）出版に係る調査、研究に関わる事項

（４）その他前各号に関わる事項

３．出版局長には、定款第４９条本文により、無報酬とする。

第４１条（社会事業局）

社会事業局は、事業統括する理事が社会事業局長の任に就き、責任者を務める。

２．社会事業局の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。

（１）コンサルタント事業の企画、広報、営業、及び管理に関する事項

（２）コンサルタント事業の報酬支払に関する事項

（３）広報活動及びホームページの企画、運営に関する事項

（４）会員等への加入者拡大の施策およびその実行に関する事項

（５）会報の編集、発行に関する事項

（６）法人活動を紹介するパンフレット類の企画、印刷、配布および管理に関する事項

（７）名刺の作成に関する事項

（８）事務所内に設置する図書コーナーの図書の収集、閲覧および貸し出しに関する事項

（９）その他前各号に関わる事項

３．社会事業局長には、定款第４９条第４項但書により、執行謝礼金を毎月５０００円支払うものとする。但し、理事の職に就いている者はこの限りではない。

第４２条（研修委員会）

研修委員会は、理事長により任命された研修委員長と、研修委員長が指名し理事長が任命する研修委員で構成し、職務を遂行する。

２．研修委員会の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。

（１）年間研修計画の策定に関する事項

（２）定例研修会、夜間講習会その他の研修に係る企画、実施に関する事項
（３）定例研修会等の講師の決定、依頼および講師料の決定に関する事項
（４）会員等の講師養成に関する事項
（５）奨学金の支給に関する事項
（６）定例会等の企画行事の司会、受付、会場設営等および出欠確認の連絡に関する事項
（７）その他前各号に関わる事項

３．研修委員会は、理事会の決議を経て、当面は研修担当の理事を以って、その機能を代替することができる。

第４３条（社会貢献委員会）

社会貢献委員会は、理事長により任命された社会貢献委員長と、社会貢献委員長が指名し理事長が任命する社会貢献委員で構成し、職務を遂行する。

２．社会貢献委員会の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。
（１）キャリア形成、就業支援に関する相談や労働相談、年金相談に関する事項
（２）法令に定めるところの母子家庭又は父子家庭にある者、若しくは生活困難者に対する支援に関する事項
（３）自主研究会の支援に関する事項
（４）定款第５条第２項に規定する非営利事業として行う社会貢献活動に関する事項
（５）その他前各号に関わる事項

３．社会貢献委員会は、理事会の議を経て、当面は社会貢献担当の理事を以って、その機能を代替することができる。

第４４条（法務部）

法務部は、法務部長を責任者とする。なお、法務部長は弁護士又は司法書士の資格を有する者がその任に就くものとする。

２．法務部の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。
（１）法人のコンプライアンスに関する事項
（２）法人に関する訴訟に関する事項
（３）法人に関する登記に関する一切の事項
（４）会員等の法務相談に関する事項
（５）その他前各号に関わる事項

第４５条（地方創生部）

地方創生部は、地方創生部長を責任者とする。

２．地方創生部の職務分掌は、次の各号に定める通りとする。
（１）地方に係る歴史、産業、芸術文化の研究及び振興に関する事項
（２）地方創生の視察旅行に関する事項

（３）地方自治体及び商工会議所を通じての地方創生支援に関する事項
（４）その他前各号に関わる事項

３．本条に定める地方とは、法人においては、「栃木県日光地区」「伊豆地区・伊豆諸島」「長野県」「美濃地区・飛騨地区・伊勢地区・志摩地区・紀伊地区」「丹後地区・丹波地区」「福井県・石川県」「鳥取県・島根県・山口県」「広島県・岡山県」及び「四国全域」の各市町村及び当該周辺地域とする。

第４６条（労働部）

労働部は、労働部長を責任者とする。なお、労働部長は社会保険労務士又はキャリアコンサルタントの資格を有する者がその任に就くものとする。

２．労働部の職務分掌は、次の各号に定める通とする。
（１）会員等のキャリア形成及び雇用問題についての相談に関する事項
（２）会員等に労働法、社会保障法および生活保護法についての啓発に関する事項
（３）その他前各号に関わる事項

第４７条（特別委員会その他補完機関）

理事長は、総会および法人運営上の重要または特別な課題業務に対応するため、必要に応じてその都度、対応課題名を冠した特別委員会を設けることができる。

２．理事長は、必要に応じて、執行機能を補完する機関や職名を設けることができる。

３．理事長は、必要に応じて、高度な専門知識及び幅広い知見を有する者を、参与として任命することができる。参与は、理事長の職務を当該者の専門分野ごとに補佐し助言を与えることを職務とする、参与は、２名以内とし、会員等以外の者の任命を妨げない。

４．理事長は、必要に応じて、理事長補佐を任命することができる。理事長補佐は、理事長のメンタル面を補完する。

５．理事長は、必要に応じて、秘書長を任命することができる。秘書長は、理事長の職務の関連事項につき、書類・原稿作成、文言創案、行動管理、及び理事長による特命事項の完遂を職務とする。

第４８条（理事出張補助金）

理事が、理事長の命により出張する場合で、次の各号に該当し、理事長が必要と認めるときは、交通機関等の一部を出張補助金として、補助することができる。

（１）理事長又は企画局長、事務局長が、京都市、名古屋市及び東京都の各地域において、当該地域の理事との連絡、協議、又は催事企画の指導を行うために交通機関等を利用して出張する場合は、一律２万円以内で実費額を下る範囲内で、理事長が決定する額を、理事長は年４回、企画局長及び事務局長は年２回を限度として支給する。

（２）学術委員長が、学術・文化の振興のため、京都市、名古屋市及び東京都の各地域に、交通機関等を利用して出張する場合は、一律１万円以内で実費額を下る範囲内で、理事長が決定する額を、年２回を限度として支給する。

（３）理事長、副理事長、学術委員長たる理事及び法務業務に携わる理事並びに監事の内１名が、総会に出席する為に、当該者の居住地域以外に交通機関等を利用して出張する場合は、一律２万円以内で実費額を下る範囲内で、理事長が決定する額を支給する。

２．前項に規定する出張について、他の組織体から、交通機関等の費用として何らかの金品が支給される場合は、これの補助は行わない。

第五章　学術機関

第４９条（学術委員会）

法人は、定款第５３条（学術機関）に基づき、学術委員会を研究機能の管理組織として設置する。

２．学術委員会は、理事長が理事会の承認を得て任命した、学術委員長及び学術委員で構成し、職務を遂行する。委員長以外の委員は、会員等以外の者の任命を妨げない。

３．学術委員長が総理する。

４．学術委員会の職務分掌は、次の各号に定める通りです。

（１）学術研究計画の策定に関する事項

（２）学術、芸術文化に係る研究、振興及び提言に関する事項

（３）学術研究に係る成果物たる「洛陽紀要」の編纂、出版に関する事項

（４）学術研究に係る研究助成に関する事項

（５）研究所に関する事項

（６）その他前各号に関わる事項

第５０条（研究所）

法人は、定款第５３条の２第２項に基づき、憲法研究所を設ける。憲法研究所の運営方法や研究員、研究成果の発表・評価その他必要な事項は、別に定める。

３．法人は、定款第５３条の２第２項に基づき、キャリア研究所を設ける。キャリア研究所の運営方法や研究員、研究成果の発表・評価その他必要な事項は、別に定める。

第六章　親睦部会

第５１条（親睦部会）

定款第５条第２号（キャリア形成及び就業支援の研修会）及び第１０号（親睦・福利厚生）に規定する非営利事業の目的を完遂し継続維持する為に、親睦部会を設

ける。

２．親睦部会として、東京親睦部会（中核拠点は東京都内）及び関西親睦部会（中核拠点は京都市内）及び名古屋親睦部会（中核拠点は北名古屋市内）を設ける。但し、当面は、東京親睦部会だけがその活動を行う。

３．親睦部会の統括者を親睦部会会長とし、責任者は親睦部会幹事長、各親睦会の幹事は親睦部会推進者として、理事又は執行役員がその任に就く。なお、親睦部会幹事長は、副理事長が兼ねるものとする。

４．親睦部会運営に関する必要な詳細事項は、別に定める。

第５２条（親睦部会の支部準用）

親睦部会は支部の機能も備える。

２．支部の運営規定は、前条第４項を準用する。

第５３条（管轄地域）

東京親睦部会、関西親睦部会、名古屋親睦部会の管轄地域は、次表の通り。

東京親睦部会	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県
関西親睦部会	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
名古屋親睦部会	愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、福井県

第七章　退　会

第５４条（退会手続）

正会員の退会は、何時でもできるが、事務の手続上、退会希望日の４箇月前までに、企画局長を通じて理事長に届け出ることで認めるものとする。なお、議決権は、退会日の翌日に消滅する。

２．会員等の退会は、何時でも、企画局長に届け出ることで認める。

第八章　会　計

第５５条（出納金融機関）

法人の出納機関は、ゆうちょ銀行とする。

第５６条（金融口座管理）

理事長は、企画局長を金融口座管理者として、事務局長を金融口座管理補助者として任命し、前条に定める出納金融機関の口座管理を行わせるものとする。

第５７条（親睦部会交付金）

法人は、親睦部会に交付金を交付することができる。

第九章　事務所

第５８条（事務所の運営）

事務所の運営は、事務所統括の担当理事が管理、運営（以下「統括管理」という。）

する。

２．法人の本部事務所は、次の住所に置く。

京都市中京区丸太町麩屋町西入昆布屋町３９５番地　高山ビル４階

紳法律事務所の内

３．本章において、法人の事務所とは、前項ビル内の法人が入居する「事務所」のこと。

第５９条（事務所管理）

事務所の統括管理は、紳法律事務所に有償委託し、当該事務所の責任者を、事務所管理担当（以下「管理責任者」という。）とする。

２．管理責任者は、善管注意義務のレベルで事務所の適正な運営を遂行する。

３．管理責任者は、事務所内の法定書類を事務所以外に持ち出してはならず、事務所内で知り得た、法人の秘密も他者に漏洩してはならない。

但し、事務所内の法定書類は、理事長の許可がある場合は、この限りではない。

４．管理責任者、正会員であっても、法定書類の閲覧その他法令で定める以外の目的により、事務所内に立ち入ることはできない。

第６０条（事務所立ち入り）

理事長は、統括管理の理事又は管理責任者と共に、いつでも事務所に立ち入ることができる。

第十章　諸　則

第６１条（定款・会則の遵守）

会員等は、定款及び会則、並びに各種規程を遵守しなければならない。また、法人の適正な運営に協力しなければならず、法人の信用または品位を害するような行為をしてはならない。

第６２条（高額寄付者）

会員及び会員以外の者で、１回に付き１００万円以上の寄付金又は２年連続３０万円以上の寄付金を納めた者は、高額寄付者として顕彰し、栄誉会員として、法人の総会に来賓として出席を願い、法人行事を優先して案内するなど、厚く礼遇するものとする。

第６３条（指定国家資格）

法人が指定する国家資格は、弁護士及び公認会計士のほか、次の各号に掲げる者とする。また、国家資格者とは、その資格を現に国に登録し保有している者をいう。

（１）社会保険労務士（社会保険労務士法に基づく国家資格）

（２）中小企業診断士（中小企業支援法に基づく国家資格）

（３）税理士　　（税理士法に基づく国家資格）

（４）行政書士　　（行政書士法に基づく国家資格）

（５）司法書士　　（司法書士法に基づく国家資格）
（６）公認心理師　　（公認心理師法に基づく国家資格）
（７）キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法による職業技能検定資格）

２．大学教員および専門学校教員ならびに博士号又は修士号を有する者は、前項に準ずる者と看做す。また、法人ではこれらの者を学識者と称する。

３．精神保健福祉士の資格を有する者は、学術委員会における個別審査で承認を得ると、第１項に準ずる者としての取り扱いを受けることができる。

第６４条（名刺）

理事長が、必要と認める役員には、該当する役職を記載した名刺を無償配布または作成補助することがある。

２．名刺の図柄は、別に定める統一的なものが描かれているものとする。

第６５条（中高年齢者の配慮措置）

法人の活動は、中高年齢者（満４５歳以上の者）に相応した活動であるように配慮するものとする。

第６６条（産学連携）

法人は、青山学院大学、京都産業大学、東京理科大学、明治大学、専修大学、東洋大学、同志社大学及び名古屋芸術大学の、建学の精神、創立の理念を重んじ、また、当該大学の研究成果を、法人の活動に活かせるように努めるものとする。

第６７条（組織拡大等費）

法人は、定款第６２条（組織拡大等費）の定めにより、予算中に、組織拡大等費として、法人予算総額の１５分の１以下の範囲内の額を必ず設定しなければならない。また、その予算の執行は、定款の定めにより、理事長の専管事項として一任され行われるものとする。

第６８条（士業創造有為事業助成金）

理事長は、予算中に、複数の会員等が協力して行う国家資格に係る事業を、個別事業支援費たる「士業創造有為事業助成金」として、１件１５０，０００円以内の範囲内で設定に努める。なお、士業創造有為事業助成金の基準は、理事会において定める助成金規程に基づき理事会において決定する。

第６９条（学術研究助成金）

学術委員長は、理事長を通じて、予算中に、大学教授が学術研究に勤しみその研究成果を社会に知らしめていく研究活動を、個別事業支援費たる「学術研究助成金」として１件１２５，０００円以内の範囲内で設定に努める。なお、学術研究助成金の基準は、理事会において定める助成金規程に基づき理事会において決定する。

第７０条（講師謝礼金）

理事長は、講師謝礼金を、理事会において定める講師謝礼金規程に基づきこれを決定する。

第７１条（顧問の聴聞）

定款第４１条第２項に定める、顧問が自らの判断により、理事長に意見することができる事項とは、顧問の委嘱期間の是非についてとする。

第７２条（後援）

法人は、正会員であって、弁護士、税理士、社会保険労務士及び司法書士の何れかの資格を有している開業者が、法人の活動目的に則った講習会等を開催しようとする場合で、当該者から要請があるときは、理事長の承諾を得て、その講習会等を後援することができる。

第７３条（倫理研修）

法人は、役員に対して、倫理研修を行うよう努める。

第７４条（略名称）

法人は、「ＲＬＣ機構」と略して、表示することができる。

第７５条（施行規程の制定等）

本会則の運用上の細目を、施行規程（内規含む）として定める必要がある場合は、理事長が制定し、施行することができる。

第７６条（法人の運用解釈）

会員は、本会則の運用上の解釈に疑義がある場合は、常勤監事に問い合わせることができる。常勤監事は、当該問い合わせがあった日から３箇月以内に回答し、必要に応じて、理事会に対して是正勧告することができる。

２．本会則に定めのない事項は、法令及び定款並びに本会則に基づく諸規程の定めるところによる。

第７７条（変更手続）

本会則の変更は、理事長が、代表理事全員の同意を得た上で、自らの発議により、理事会の過半数の同意による議決を得て、変更することができる。

但し、定款に定める正会員の議決権個数の８分の１以上の議決権を有する正会員から、異議がある場合には、総会における承認の手続によらなければならない。

附　則　（平成２５年１月２２日）

第１条（組織継承）

法人は、平成１４年１１月に発足した日清紡績民法同好会が、その活動起源であることを、ここに確認します。

２．法人は、日清紡績民法同好会、民法社労年金研究会、社会教育法務支援研究会、ＮＰＯビジネス教育法務支援機構から組織継承を受けたことを確認します。

第２条　　【削除】

第３条　　【削除】

第４条　　【削除】
第５条（施行期日）
　　会則は、平成２５年１月２２日から施行します。

附　則　（平成２７年９月１９日）

第１条（施行期日）
　　この規程は、平成２７年９月１９日に改正し、同日から施行します。
第２条　　【削除】

附　則　（平成２９年２月１３日）

第１条（施行期日）
　　この規程は、平成２９年２月１３日に改正し、同日から施行します。
第２条（附則一部廃止）
　　平成２５年１月２２日付きの附則第２条および第３条、並びに平成２７年９月１９日付きの附則第２条は、この規程の施行と同時にその効力を喪失します。

附　則　（平成３１年３月３１日）

第１条（施行期日）
　　この規程は、平成３１年３月３１日に改正し、同日から施行します。

附　則　（令和３年１月２９日）

第１条（施行期日）
　　この規程は、令和３年１月２９日に改正し、同日から施行する。
第２条（文言表現の変更）
　　この規程から、従来の「ですます調」文体から、「だである調」文体に変更する。
第３条（本部事務所の移転時期）
　　第５８条第２項に規定する本部事務所の移転日については理事会において決定するものとする。
第４条（専務理事の不選任）
　　理事長は、当面の間、専務理事を任命しない。

改　廃

１.平成２５年１月２２日　制定
２.平成２７年９月１９日　改正
３.平成２９年２月１３日　改正
４.平成３１年３月３１日　改正
５.令和　３年１月２９日　改正

６．令和　３年３月　１日　改正

以上